

法人名:国立成育医療研究センター

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分
財団法人日本医療機能評価機構	産科医療補償制 度掛金(単価 30,500円)但し、 調整額あり	56,280,000		H24.5.28、 H24.6.27、 H24.7.27、 H24.8.27、 H24.9.27、 H24.10.29、 H24.11.27、 H24.12.27、 H25.1.28、 H25.2.27、 H25.3.28、 H25.4.30		公益	国所管
日本臓器移植ネットワーク	臓器移植にかか る肝臓搬送費用	11,613,200		H24.8.31、 H25.2.28、 H25.5.31		特社	国所管
骨髄移植推進財団	組織適合性試験 費用及びドナー 検査費用	2,250,105		H25.1.31、 H25.2.28、 H25.4.30		公社	国所管
日本臓器移植ネットワーク	会費	600,000	600,000	H24.5.31	移植施設である当センターが脳死者からの臓器提供を受けるために不可欠	特社	国所管
世田谷医師会(23年度分)	会費	404,905	101,200	H24.6.29	病院機能を発揮する上で、地域の医療機関との連携や情報交換の円滑化を図ることが必要不可欠	特社	都道府県所管
世田谷医師会(24年度分)	会費	404,800	101,200	H25.3.28	病院機能を発揮する上で、地域の医療機関との連携や情報交換の円滑化を図ることが必要不可欠	特社	都道府県所管

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。